

令和6年度 第1回 日高市障がい者地域総合支援協議会 議事録

【場 所】 日高市役所 501会議室

【日 時】 令和6年7月19日（金曜日） 14時00分～16時10分

【出席者】 協議会委員：会長、副会長含む10名、事務局：3名、傍聴者：3名

【次 第】

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事
 - (1) 委託相談支援事業者の運営評価等について
 - (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等について
○医療的ケア児部会の取組の経過報告等
 - (3) 障害を理由とする差別を解消するための取組について
○差別解消部会の取組の経過報告等
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項
○手話言語条例の策定について
4. 報告事項
 - (1) 現在の日高市の相談支援体制について
5. その他 連絡事項
6. 閉会

【配布資料】

令和6年度第1回日高市障害者地域総合支援協議会次第

- 資料1 日高市障害者地域総合支援協議会設置要綱
- 資料2 日高市障害者地域総合支援協議会委員名簿
- 資料3 令和5年度の委託相談支援事業の業務状況について
- 資料4 医療的ケア児者部会の取組について（経過報告）
- 資料5 障がい者差別解消部会の取組状況（経過報告）
- 資料6 障がい者差別解消に関する事業者向けパンフレット
- 資料7 手話言語条例の策定に向けて
- 資料8 令和6年度の市の相談支援体制（基幹相談センター業務等）について
- 資料9 障がい福祉計画抜粋（基幹相談センター設置等部分）
- 資料10 国が定めた基幹相談支援センターの全体像

<会議内容>

1. 開会
2. あいさつと事務局からの報告（委員の欠席など）
3. 議事

【進行状況】

会 長：議事の（１）について事務局より資料の説明をお願いします。

事務局：資料３の説明を行う。

会 長：業務状況や事例等についてご意見ををお願いします。

委 員：それぞれの委託相談支援センターの所在地について教えてください。

事務局：所在地について、資料６のP 1 7を参照して説明した。

委 員：了解しました。

委 員：理解できました。

委 員：事例１は、在宅の障がい者（児）が、週末に警察や児童相談所等から短期入所等の一時預かりを依頼される事例で、緊急の場合の連携の重要性と対象者とサービスで関わりがある事業所は、普段から関係機関との情報共有の必要性を感じた。

委 員：日高市は、地域生活支援拠点の整備体制は面的整備型となっているが、コーディネーター等の配置など、進捗状況を知りたい。

事務局：地域拠点の整備については、要綱の制定による法整備が終了し、以前の協議会において整備体制の了承を得ています。しかし、要綱の基準を満たす事業所の登録は進んでいません。このため、事業所の登録やコーディネーターの配置について、委託相談支援事業所等と連絡調整し進めて参ります。

委 員：よろしくをお願いします。

委 員：事例２は、当事者だけでなく、高齢の家族も含めて多様な問題を抱えているケースで、支援員一人では解決が難しい、長期的な継続した関係機関との支援を要している案件である。

委 員：障がい福祉、高齢者福祉、就労支援、生活困窮、医療機関等のチームとしての連携と、根気よく当事者を支援し続ける必要性を感じた。

事務局：市としては、基幹相談支援センター業務の一環として、困難事例等の支援会議に参加し、今後の支援等に適切なアドバイスを行うなど、基本的な業務を継続して参ります。

会 長：議事の（２）について事務局より資料の説明をお願いします。

事務局：資料４の説明を行う。

会 長：部会の取組についてご意見ををお願いします。

委 員：事業所や特別支援学校等にも個別の避難計画はあるが、在宅酸素や電源等は、自身で持っている限りのものである、市内のどこに備蓄があるか等の情報は無い。
委員：個別の避難計画も重要だが、市内の該当者をリサーチして、当事者の意見を伺うのも良いのではないか？

事務局：協議会の意見を参考に、部会で協議していきます。

会 長：議事の（３）について事務局より資料の説明をお願いします。

事務局：資料５、６の説明を行う。

会 長：部会の取組及びパンフレット（案）についてご意見ををお願いします。

委 員：事業者向けのパンフレットとなっていますが、当事者も読めるようふりがなのルビを振ったらどうか？

委 員：一般的な事柄しかないが、当事者の意見を反映させてはどうか？

委 員：障害者の退職理由を過去３年間調べたところ、健常者からの配慮の無い言葉が原因であった。これを少しでも改善するには、資料６のようなパンフレットが必要

である。

委員：当事者への状況を、健常者に理解してもらうには、間に入って調整する人材を要している。お互いを理解する難しさがある。永遠の課題でもある。

委員：同様な取り組みはインターネットでも確認できるので、URLを貼るなど対応してみてもどうか？

委員：相談先については、委託相談支援事業所以外にも存在するので検討をお願いします。

事務局：このパンフレットは、基礎的な第1版として発行したので、協議会の意見を反映し、部会で調整していきます。

委員：出来上がったものを、協議会の委員にも見せてほしい。

事務局：承知しました。

会長：このパンフレットを部会で改正し、発行することに賛成の方挙手をお願いします。

委員：全員挙手。

会長：全員一致で、発行を了承します。

事務局：ありがとうございます。

会長：議事の（4）について事務局より資料の説明をお願いします。

事務局：資料7の説明を行う。

会長：手話言語条例の取り組みについてご意見ををお願いします。

委員：当事者を含めて作り上げることは良い考えだが、このスケジュールでは、協議会として進捗がわからない。協議会の日程を前倒しするなど検討してほしい。

事務局：調整できるよう検討していきます。

事務局：最終的には、協議会の承認を経て、条例を完成させるため、協議会の取り組みの一環であることから、検討委員会及び推進委員会を、協議会の部会として位置づけることを提案します。

会長：手話言語条例の策定については、部会として取り組むことに賛成の方挙手をお願いします。

委員：全員挙手。

会長：全員一致で、発行を了承します。

事務局：ありがとうございます。部会として位置づけ委員の構成を行います。

会長：報告事項の（1）について事務局より資料の説明をお願いします。

事務局：資料8～10の説明を行う。

委員：基幹設置については、協議会や連絡会などで話し合いを重ね対応していくことが望ましいと思われま。

委員：予算の問題があるとおもわれますが、近隣市と同様に委託による設置により、専門的知識のある人材を迎い入れることが望ましいと考えます。

事務局：協議会での貴重な意見を踏まえ、日高市のとしての相談支援体制に努めます。

4. その他 事務局からの次期協議会の日程について、当初の3月の予定を取消し、あらためて調整することとした。また、今年度で任期満了となることから、次年度協議会委員の調整も、年度末までに行うことを報告した。

5. 閉会